

# 和歌山県信用保証協会をご利用の皆様へ 保証条件変更に伴う信用保証料の取扱いが変更となりました。

和歌山県信用保証協会では、平成27年5月7日より全国で多くの信用保証協会において採用されております保証料計算方式へと移行しました。  
主な変更点は、保証条件変更による返済方法を変更する場合に、一律保証料の再計算を行う方式となります。

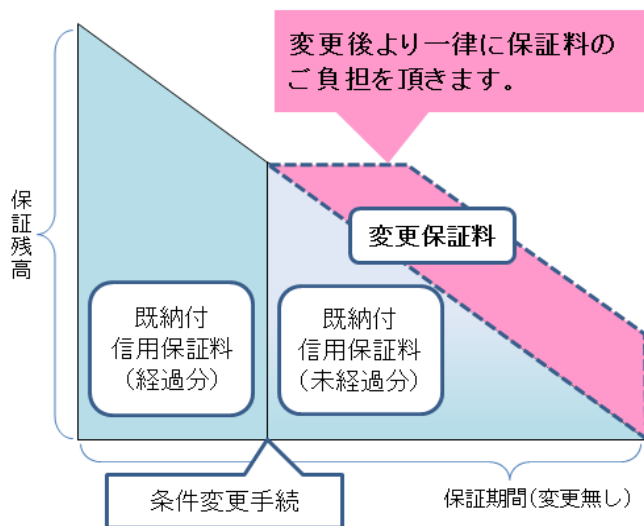
これまで一定の条件変更では再計算を行わず、当初の保証料にて保証を継続してまいりましたが、日本政策金融公庫への変更保険料の負担や信用補完制度の安定化を図るため、全国標準的な保証料の計算方式を採用する事といたしました。

つきましては、条件変更により返済方法が変わる場合には必ず保証料の再計算を行い、既に納付いただいている未経過保証料との差額分を変更時に納付いただく事務手続きとなりました。

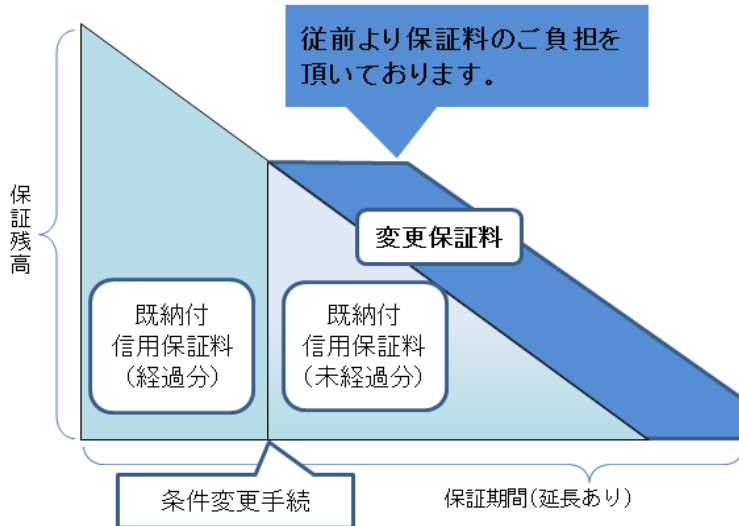
和歌山県信用保証協会をご利用をいただくお客様におきましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 平成27年5月7日以降の 返済方法の変更に伴う信用保証料再計算のイメージ

【保証期間の変更を伴わない返済方法変更】



【保証期間の変更を伴う返済方法変更】



※既発生の未納額を除き、保証期間の変更を伴わない返済方法変更の保証料再計算において、過去に遡って新たに追徴額が生じることはありません。

## ご相談窓口

業務部保証事務課 073-433-9703  
田辺支所業務課 0739-22-4666

和歌山県信用保証協会